

## 令和元年度第1回浜松市福祉有償運送運営協議会議事録

日 時 : 令和元年10月15日(火)午後1:30~午後2時30分  
会 場 : 浜松市役所8階 第3委員会室  
出席者 : 朝月雅則会長、松本翼代理、鷺坂太一代理、野田由佳里委員、鈴木孝一委員、藤木るみ子委員、丸山晃司委員、大西優二委員、諸井宏司委員、小栗信行委員、伊達典男委員  
森田孔二特別委員、鈴木浩治特別委員  
欠席者 : 二橋真洲男委員、藤田かつ太郎委員  
事務局 : 福祉総務課総務調整グループ長他

### 1. 開 会 (13:30~)

### 2. 委員紹介

### 3. 議事

#### (1) 副会長の選任

浜松市福祉有償運送運営協議会設置要綱第7条により、野田由佳里委員を指名

#### (2) 運行状況報告《資料-1》

運行状況報告一覧に基づき事務局より説明

##### 【質疑応答】

**松本委員** くるみ作業所、すだちの2者については、ほとんど実績がないが、どういう状態か承知していることがあれば教えてほしい。

**【北区】** まだヒアリングを行っていないため、次回までに詳細を確認する。

**松本委員** 復泉会は、来年更新になるため、経営状況をよく確認してほしい。

#### (3) 登録事項変更届出報告《資料-2》

登録事項変更届出報告に基づき事務局より説明

【質疑・応答】 なし

#### (4) 更新登録の申請に伴う協議《資料-3》(非公開)

##### 【協議結果】

・今回の更新の内容について合意

**朝月会長** 全体を通して他に意見はあるか。

**鈴木委員** 自治会、地区の社協両方に関わっている者として、事業制度が浜松市全体で5事業者あるが、実際にこの制度を広くみんなに利用してほしいのか、このままでいいのか疑問を感じたのと、地区社協としての関わりの中で、生活支援体制の見直しということで、地域においても高齢者の一人住まいとか、日常生活で買い物に困っている等生活上困っているところで、それぞれの地区においてスタートしているところもあるし、これから試みようとしているところがあるが、こういう形の事業で自分から公共交通機関を利用できないという方以外にも結構いる。まして体にハンデを持っておられる方の制度利用が極端に少ないのではないかと思う。これを事業者、会員登録も含め増やしていく方向で検討しているのかわからないので、見解とか対応をお願いしたい。

**【事務局】** 福祉有償運送の事業者は、現在5事業所であるが、かつては10数事業所があった。事業所も社会福祉法人とかが事業していたが、年々減少し、現在の5事業所になっている。運営協議会でもかねてよりこの事業について広く周知をして広めてほしいという意見を委員の方からいただいている。議事後で報告をするが、地域の中では生活の足を必要としているという声もあるので、事業所から福祉有償運送をやりたいという地域からの相談を受けているところもある。今後福祉有償運送という仕組みをさらに周知をしていく必要があると考えている。

**朝月会長** 22の包括単位で協議体を立ち上げていただき、地域包括支援センターは高齢者にある意味特化した相談を受けるところであったが、障がい者に限らず、生活困窮者、障がいを持った方、子どもの問題等、包括的に皆で取り組んでいこうと、地域の地区社協、民生委員、保護司、人権擁護委員が入る中で市も積極的に発信し、取り組んでみたいという事業者も新たに出てきている。なおかつ、ある高齢者の交通事故、免許の返納が進まない、浜松の高齢者人口の2点数%ほどしか返納に至っていない。中央都市ほど足として自動車を取られると状況によっては補完することになると考えるので、それぞれの協議会へ制度も含め発信していきたい。

**野田委員** 災害が発生した時に、弱者の方が孤立するのは移動の面が大きいと思う。南区は施設などが隣接し、特養などもありそのような方は施設での輸送であったり、天竜区で災害が発生した時、天竜区の高齢者、限界集落の人はどのようにしてこちらにこれるのだろうか？地域性があるのかと思う。浜松は大きいので地域性を踏まえて福祉輸送だけではなく、高齢者の移動ととらえていかないと災害時等、弱い都市ではないかと思う。他地域で起きた災害であるが、教訓として何か取り組んでいけたらいいと思う。

**朝月会長** 中山間地の話があったが、現実的に3~4年前に道路1本しかない場所が崖崩れで、4~5件の集落が孤立し、復旧までに時間がかかり消防ヘリコプターで食料と水

を運んだ。中山間地での移動は、ボランティアの方に役割を担っていただくことをインセンティブを付け、新たな取り組みとして考えている。全市的に、有事の際に孤立してしまうと、一時避難所は必ず市の職員が割り当てで地区防災が必ず開けるが、医療ケア、何らかの障がいをお持ちとか、要介護が高い方は、行ったとしても福祉でのケアをする場所をとるが、実際の設備を持っているのは居宅系・入所系では特養であるし、通所系の専門の事業所が市内に多数あるので、福祉避難所として指定しているが、市の職員は不在である。福祉の事業所は職員の方で、職員の方も被災している可能性があるため、すべての事業所が避難所になるとは限らない。浜松市の防災上の想定としては、まず、小学校・中学校に避難していただき、数日後、市で福祉避難所が施設自体も大丈夫で職員も来られ、開けることができると確認が取れた何日後かに、福祉避難所へ移送する。今まで訓練が民間の事業所に時間を割いていただくことが難しかったが、10月20日（日）に初めて一般の避難所から福祉避難所へ移送する訓練を行う。こういうことの積み重ねで、一朝一夕で全市的に広まるということではないが、モデル的にしながら有事の際のことを考えながら取り組んでいく。

**藤木委員** 福祉有償運送の事業所が20事業所ぐらいから、5事業所になっている。減少した原因を把握しているか？

**【事務局】** かなり多くの事業所減っていった経過の中で、すべての理由ではないが、以前は社会福祉法人が事業所として申請していたが、実際には利用者の送迎に活用するために事業を行っていた。しかし、通所する利用者の送迎を想定して事業を行っていたが、事業を使いたいときに運転手が確保ができないなどで、利用者が伸びなく、事業を撤退していくという声を聴いた。制度自体の使い勝手というところも事業者間の声として拾っていかなくてはいけないということで、課題はいただいていた。現事業の方に集まっていたいただき、事業者間の意見交換の場を設ける計画をしている。5事業所については、改めて使いづらい部分、課題等事業者側からの声を聞いたうえで検討していきたい。

**諸井委員** NPOの方は専属かもしれないが、登録されている運転手は職員の中で行っているのか？

**【事務局】** NPOは車に対して運転手がいるかもしれないが、社会福祉法人は職員が業務と兼ねて運転手として登録している。

**松本委員** 資料の中身の質問ではないが、会長が説明してくれた中で、中山間地のボランティアの方に役割を担ってもらおうと説明があったが、ボランティアの方に送迎をお願いした見返しとして何らか報酬として支払うということか？

**朝月会長** 高齢者の部分に限ってであるが、特養に入られている方にボランティア活動として行くとか、配食サービスをするなど、ボランティア活動そのものに対して、同じ高齢者の方であるが、国の介護の制度の中で、ポイント制度がある。多くの都市が

おこなっている。1 ポイント 100 円で、浜松市は制度を複合して最大使うと年間 25,000 円ぐらいのポイントが現金化される。このような中に送迎的なボランティアの活動を入れていくことを考えている。

**松本委員** ポイント制度に詳しくないが、場合によっては公共交通空白地の有償運送であったりとか、何らか手続きをとっていただいた方がいい内容であったりする可能性がある。車を使った送迎であるとか、新しい取り組みを検討していただいているのであれば、一度確認させていただきたい。

#### **4. その他**

**【事務局】** 福祉有償運送事業に関する地域からの相談 2 件について対応報告。

#### **5. 閉 会 (14 : 30)**